

大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム 規約

第1章 総則

(名称)

第1条

本コンソーシアムは、「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条

コンソーシアムは、行政・経済団体・学術研究機関・民間企業等の関係機関が一体となって、オール大阪で起業家を生み育てる環境を整備するとともに、スタートアップ・エコシステムの構築・拠点都市形成をめざすことを目的に設立する。

(活動内容)

第3条

コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スタートアップ・エコシステム構築に向けた取組に関する事
- (2) スタートアップ・エコシステム拠点都市形成に向けた活動に関する事
- (3) 支援施策の情報集約・共有並びに国内外への発信に関する事
- (4) その他、起業家の育成・支援に関する事

第2章 組織

(推進会議)

第4条

コンソーシアムに、運営に関する重要事項を協議する場として推進会議を置く。

2 推進会議は、コンソーシアムの設立時の発起人団体(大阪府、大阪市、堺市、公益社団法人 関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人 関西経済同友会、公益財団法人 大阪産業局)及び当該団体が指名する者をもって構成する。

3 推進会議は、第13条により設置される事務局からの提議に基づき、次の各号に掲げる事項を協議し、合意形成を図る。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) コンソーシアムの運営方針及び重要事項に関する事

4 推進会議に議長を置き、事務局設置団体の代表者、又は本条第2項に掲げる団体の代表者等のうちから互選により選出された者が務める。

(実務者会議)

第5条

コンソーシアムに、会員間の情報共有及び具体的な活動の推進を図るため実務者会議を置く。

2 実務者会議は、会員の実務担当者をもって構成する。

(会 員)

第6条

コンソーシアムの会員は、第7条の入会手続きに基づき入会登録を行った法人、団体又は個人とする。

(入 会)

第7条

コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出する。

2 事務局が入会を認める場合には、その旨を入会希望者に通知し、当該通知により入会が完了したものとする。

3 入会要件は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) コンソーシアムの趣旨及び第2条に掲げる目的に賛同すること
- (2) 第3条に掲げる活動を主体的に実施し、自社の利益のみを追求することなく、コンソーシアムの活動の推進に参画すること
- (3) 事務局の要請があったときは、第3条に掲げる活動の実施内容を報告すること
- (4) 会員として法人名又は団体名が公表されることを了承すること
- (5) 会員として事務局へ提出した情報は、個人情報を除き、退会後もコンソーシアムが活用する可能性があることを了承すること
- (6) コンソーシアムの活動を通じて、他の会員に対する過度な営業活動、特定の製品・サービスの勧誘、その他コンソーシアムの趣旨に反する営利目的の行為を行わないこと
- (7) 入会希望者（法人の場合は、代表者、役員もしくはこれらに準ずる者又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではなく、かつ、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと
- (8) その他、入会を認めることが不適切であると事務局が認める者でないこと

(退 会)

第8条

会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、事務局は推進会議に諮った上で、当該会員を除名することができる。

- (1) 他の会員、事務局もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為、又はそれ

らのおそれのある行為を行ったとき

- (2) 他の会員、事務局もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為、又はそれらを助長もしくはそれらのおそれのある行為を行ったとき
 - (3) 公序良俗に反する行為、わいせつな行為、又はそれらを助長する行為を行ったとき
 - (4) その他、コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき
 - (5) 暴力的な言動や威圧的言動などにより、コンソーシアムの運営・利用その他に係る秩序を乱す行為を行ったとき
 - (6) その他、コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき
 - (7) 本規約、法令もしくは刑罰法規に違反行為を行ったとき
 - (8) 入会時の申告事項に虚偽があることが判明したとき
 - (9) 第7条第3項の入会要件に抵触したとき
 - (10) その他、会員として不適当と認められる相当の理由があるとき
- 2 前条項に従って除名されたことにより、当該会員に損害が発生したとしても、当該会員はこれを請求することはできないものとする。

第3章 運 営

(推進会議の開催)

第10条

推進会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 事務局は、第4条第3項に掲げる事項について、推進会議に諮り、協議の上で合意形成を図るものとする。

3 緊急に協議すべき事項について、事務局は書面又は電子メールにより推進会議に意見を求め、これをもって推進会議の協議に代えることができる。

4 議長が必要と認めるときは、推進会議に関係者及び有識者等を出席させ、意見・助言等を求めることができる。

(実務者会議の開催)

第11条

実務者会議は事務局が招集し、原則として定期的で開催する。

2 実務者会議で取りまとめられた意見や提案のうち、重要なものについては事務局を通じて推進会議に報告するものとする。

(部 会)

第12条

特定のテーマに基づく活動を推進するため、コンソーシアムに部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、部会運営規定を別に定める。

(事務局)

第13条

コンソーシアムの事務を処理するため、公益財団法人 大阪産業局に事務局を置く。

2 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 推進会議及び実務者会議の運営
- (2) 会員の入退会管理
- (3) 部会の設置及び活動支援
- (4) コンソーシアムの事業の企画・執行
- (5) その他コンソーシアムの運営に必要な業務

第4章 秘密保持

(秘密保持)

第14条

会員は、コンソーシアムの活動を通じて知り得た情報を、コンソーシアム外の第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。会員でなくなった後も同様とする。

第5章 雑則

(解散)

第15条

コンソーシアムは、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) コンソーシアムの目的である事業の成功の不能
- (2) 推進会議の協議

2 解散により会員に不利益、損害が生じたとしても、会員はこれを請求できないものとする。

(雑則)

第16条

この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、事務局が推進会議に諮って定める。

附則

この規約は、令和8年4月1日より施行する。